

重要事項説明書（複数サービス型）

お客様に対するサービスの提供開始にあたり、事業者が契約者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名	日立介護ステーション	
所在地	茨城県日立市会瀬町 2-21-11	
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③福祉用具貸与 ④特定福祉用具販売	0870200011号 0870200011号 0870200011号 0870200011号
サービス提供地域	①訪問介護	日立市、東海村、常陸太田市
	②訪問入浴介護	日立市、東海村、常陸太田市、 高萩市、北茨城市
	③福祉用具貸与	茨城県全域
	④特定福祉用具販売	

2. 営業時間

サービス種類	平日	土曜日	日曜・祝日
①訪問介護 (サービス提供時間)	6:00～23:00	6:00～23:00	6:00～23:00
②訪問入浴介護 (サービス提供時間)	9:00～17:45	9:00～17:45	9:00～17:45
③福祉用具貸与 (受付時間)	9:00～17:00	—	—
④特定福祉用具販売 (受付時間)	9:00～17:00	—	—
⑤事務所 (受付時間)	9:00～17:45	—	—

※ 訪問入浴介護は日曜日及び年始（1/1～1/3）を休日とさせていただきます。
福祉用具貸与、特定福祉用具販売は、土日祝日及び夏季休暇、年末年始を休日とさせていただきます。

3. 苦情申立窓口

日立介護ステーション

電話：０２９４－８７－７７４７（月曜日～金曜日９：００～１７：４５まで）

【その他の苦情受付機関】

市町村名	担当課	電話番号
日立市	介護保険課	０２９４－２２－３１１１
東海村	高齢福祉課	０２９－２８２－１７１１
常陸太田市	高齢福祉課	０２９４－７２－３１１１
北茨城市	高齢福祉課	０２９３－４３－１１１１
高萩市	高齢福祉課	０２９３－２２－００８０
ひたちなか市	介護保険課	０２９－２７３－０１１１
水戸市	介護保険課	０２９－２３２－９１７７
那珂市	介護長寿課	０２９－２９８－１１１１
茨城県国民健康保険団体連合会		０２９－３０１－１５６５

4. 第三者による評価の実施状況

実施状況	なし
実施した評価機関の名称	—
当該結果の開示状況	—

5. 事故発生時の対応

- （１）お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにお客様のご家族様及び市町村等関係者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- （２）お客様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

6. 緊急時の対応方法

主治医又は事業者の協力医療機関へ連絡して医師の指示に従います。 また、緊急連絡先に連絡いたします。		
主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

サービス内容説明書 1（訪問介護）

1. サービスの内容

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
訪問介護計画の作成		お客様に係る居宅支援事業者が作成した居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づき、お客様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身 体 介 護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、オムツ交換を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助をします。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等への移乗の介助を行います。
	服薬介助	一包化された服薬の介助と確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守りの援助	お客様のケアプランに基づき、共に行う調理や家事、見守りの援助を行います。
生 活 援 助	買 物	お客様の日常生活に必要な物品の買物を行います。
	調 理	お客様の食事の用意を行います。
	掃 除	お客様の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗 濯	お客様の衣類等の洗濯を行います。

【訪問介護員の禁止行為】

お受けできないサービスは下記のとおりです。

- ① 医療行為
- ② お客様又はご家族様の金銭、預金通帳、証書などの預かり
- ③ お客様の日常生活の範囲を超えたサービスの提供（大掃除、庭掃除など）
- ④ お客様と同居されているご家族様に対するサービス提供
- ⑤ お客様又はご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ⑥ 身体拘束、その他お客様の行動を制限する行為
（お客様又は第三者等の生命や身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他お客様又はご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

- (1) サービスの提供にあたっては、お客様に必要な日常生活上の介助等を行うことにより、要介護状態の軽減若しくは悪化防止等の心身機能の維持、並びにお客様及びご家族様の身体的、精神的負担の軽減を図るよう、サービスを提供いたします。
- (2) サービスの内容等については、お客様及びそのご家族様にとってわかりやすいように説明いたしますが、ご不明な点がありましたら、担当者にいつでも遠慮なくご質問・ご相談ください。
- (3) サービスの提供に使用する設備や器具等については、作業規律をきちんと保ち、常に安全・衛生に注意します。

2. 担当職員の変更

お客様はいつでも担当の訪問介護員の変更を申し出ることができます。

事業者は、変更の理由が正当と認められる場合は変更の申し出に応じます。

3. 利用料

別紙利用料金表をご確認ください。

4. 職員の体制

	資 格	常 勤		非 常 勤		計
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	介護福祉士					
訪問介護員	介護福祉士					
	ヘルパー 2 級					
	訪問介護員 計					

(年 月 日現在)

サービス内容説明書 2（訪問入浴介護）

1. 提供するサービス：訪問入浴介護

（１）事業者は、看護職員１名と介護職員２名をお客様の居宅に訪問させ、必要な健康チェックの後、入浴に相当と判断した場合は、居宅サービス計画に基づくサービスを実施します。

①入浴前に体調を確認して入浴実施の可否を決定

（看護職員が血圧・体温・脈拍を測定）

②入浴の準備をして入浴を実施

③入浴後の体調確認

（入浴前と同様に、看護職員が血圧等の測定を行って体調を確認）

④終了（片付けして退出）

※ 看護職員が入浴実施不可と判断した場合はお客様の同意を得て、全身清拭・部分清拭・部分浴・爪切り・シーツ交換・オムツ交換・寝衣交換等の介助、及び助言指導の中から相当と思われるサービスに変更することがあります。

（２）サービスの内容等については、お客様及びそのご家族様にとってわかりやすいように説明いたしますが、ご不明な点がありましたら、担当者にいつでも遠慮なくご質問・ご相談ください。

（３）サービスの提供に使用する設備や器具等については、作業規律をきちんと保ち、常に安全・衛生に注意します。

2. 担当職員の変更

お客様はいつでも担当の訪問介護員の変更を申し出ることができます。

事業者は、変更の理由が正当と認められる場合は変更の申し出に応じます。

3. 利用料

別紙利用料金表をご確認ください。

4. 職員の体制

	資 格	常 勤		非 常 勤		計
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	介護福祉士					
訪問介護員	正看護師					
	准看護師					
	介護福祉士					
	ヘルパー 2 級					
	訪問介護員 計					

（ 年 月 日現在）

サービス内容説明書 3（福祉用具貸与）

1. 利用料

- （１）事業者が提供するサービスが介護保険の適用を受ける場合、介護保険法令に基づき、お客様の負担割合に応じて利用料をお支払いいただきます。
- （２）事業者が提供するサービスで介護保険の適用を受けない部分については、利用料金全額をお客様にご負担いただきます。
- （３）事業者はお客様に対して毎月２３日までに請求書をお送りし、当社指定引き落とし日に、お客様ご指定の口座からの口座引き落としにてお支払いいただきます。
- （４）福祉用具の貸与は１ヶ月単位ですが、月途中で開始・終了となった場合の利用料は、次のとおりです。
 - 《開始月の利用料》 契約日がその月の１５日以前：１ヶ月分の全額
契約日がその月の１６日以降：１ヶ月分の１／２の額
 - 《終了月の利用料》 解約日がその月の１５日以前：１ヶ月分の１／２の額
解約日がその月の１６日以降：１ヶ月分の全額
- （５）お客様のご利用料金及び負担額は別紙利用目録をご確認ください。

2. 故障

貸与期間中に故障が発生した場合、事業者は速やかに修理いたします。その場で修理できない場合は、福祉用具を交換するなど、お客様の使用に支障がないよう努めます。

3. 修理費用

前項の故障による修理費用は事業者の負担とします。ただし、お客様の故意又は過失によるもの、若しくは取扱説明書に反して使用することにより発生した修理費用につきましてはお客様の負担とさせていただきます。

4. 保守管理義務

お客様には、貸与された福祉用具の使用、保管について、十分な注意を払う義務があります。

5. 損害賠償

貸与した福祉用具の使用期間中、お客様が十分に注意したにもかかわらず、焼失、破損、汚損、紛失その他の事由により、事業者に戻却できない状態になってしまった場合は、速やかに事業者に連絡するものとします。

修復できない場合は、弁償金を支払っていただくことがあります。その場合、弁償額はお客様又はそのご家族様と事業者の協議により決定するものといたします。

なお、保障の対象並びに対象外の具体的事例は下記のとおりです。

《貸与保障対象内（事故）》

- ① 偶然の事故により破損したとき
- ② 誤って切断したとき（認知症等）
- ③ 火災（罹災証明書要）による損傷
- ④ 不測の事故による変形・歪みが生じたとき
- ⑤ ペットによる引っかき・噛みつきが生じたとき
- ⑥ 不測かつ突発的な事故による破損
- ⑦ 盗難（盗難届要）による紛失
- ⑧ 血痕による汚れ

《貸与保障対象外》

- ① 蚊取り線香・タバコのヤニ等による変色及び焼損
- ② カビ・錆が生じたとき
- ③ マジック・ペン等で商品に名前、落書き等記入したとき
- ④ 改造したとき
- ⑤ 地震又は噴火並びに津波による災害・損傷
- ⑥ 戦争その他の変乱に起因する損害
- ⑦ 置き忘れにより盗難されたとき
- ⑧ 取扱いに反して使用したとき

※ 地震又は噴火並びに津波など自然災害による損傷は罹災証明書の発行状況によってその限りではありません。

金額は免責金額以下とし、再貸与できない場合は、賠償金を請求させていただきます。

6. 職員の体制

	資 格	常 勤		非 常 勤		計
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	福祉用具専門相談員					
福祉用具専門相談員	福祉用具専門相談員					

(年 月 日現在)

サービス内容説明書 4（特定福祉用具販売）

1. 販売額

- (1) 事業者が販売する福祉用具が介護保険の適用を受ける場合、介護保険法令に基づき、お客様の負担割合に応じて負担額をお支払いいただきます。ただし、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（お客様が販売額の全額を支払い、その後市町村から介護保険相当分の払戻しを受ける方法）をご希望の場合はお申し出ください。
- (2) 事業者が提供するサービスで介護保険の適用を受けない場合は、利用料金全額をお客様にご負担いただきます。
- (3) 介護保険における認定結果が「非該当」の場合、病院に入院又は介護保険施設に入所している場合は、支払方法の選択はできません。販売額全額をお支払いいただきます。
- (4) お客様のご購入品目、販売額及び負担額は別紙利用目録をご確認ください。

2. 職員の体制

	資 格	常 勤		非 常 勤		計
		専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者	福祉用具専門相談員					
福祉用具専門相談員	福祉用具専門相談員					

(年 月 日現在)

契約締結及び重要事項説明確認書及び個人情報提供同意書

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名捺印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者に対して契約書及び説明書に基づき、重要事項を説明いたしました。

事業者名

【名称及び代表者】 株式会社らいふアシスト
代表取締役 吉 田 俊 介 印

【所在地】 茨城県日立市水木町2-20-1

【事業所名称】 日立介護ステーション

【所在地】 茨城県日立市会瀬町 2-2 1-1 1

【説明者氏名】

私は、契約書及び説明書により、事業者から重要事項の説明を受けました。

私は、介護サービス計画書に記載された内容、及び事業者がサービスを提供するうえで知り得た情報について、サービスの提供を受けるために必要な限度で、事業者が契約者に関する情報を用いることに同意します。

契約者

【氏 名】印

【住 所】

契約者の家族及び代筆者

【氏 名】 _____ 印

【住 所】

契約者との関係 ()

